

東郷町土地利活用可能性基礎調査業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

東郷町土地利活用可能性基礎調査業務

2 業務の内容

この要領は、公募型プロポーザル方式により、東郷町東部地域において（都）日進三好線沿線を中心とする地域を対象に、将来的な土地利用の可能性及び今後のまちづくりのあり方を検討するために基礎調査等業務を委託するに当たり、企画提案を募集し、最も適切な事業者を当該業務の委託者として選定する。以下の事項及び別添「東郷町土地利活用可能性基礎調査業務仕様書」（以下「仕様書」）を参照。

3 調査地域

別図「東郷町土地利活用可能性基礎調査業務 調査地域」参照

4 提案上限額及び契約の方法等

(1) 提案事業費上限額

金 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 契約の方法等

公募型プロポーザル方式により最も適切と認める事業者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定による随意契約を予定する。

(3) 契約交渉

プロポーザルの結果、優先交渉者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉に当たっては、参加者が仕様書に基づき提案した業務内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については改めて本町と優先交渉者による協議等を行った上、決定する。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月21日まで

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 東郷町の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 過去2年間において、国内の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこ

と。

- (6) 東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）による入札参加除外措置を受けていない者であること。

6 選定方法等

- (1) 評価は、見積書、企画提案書等の提出書類及び提案会（プレゼンテーション）による総合評価とする。ただし、提案の件数が多い場合（5者を超えるとき）は、書類審査を実施し、5者以内に選定します。その結果については、全ての提案者に通知をする。

なお、評価は、10-(1)審査項目に基づき、評価委員会が実施する。（委員は、提案会まで非公表とする。）

- (2) 提案者から提出された提出書類及び提案会（プレゼンテーション）による審査を行い、獲得した点数から最も評価の高い者を優先交渉者とする。評価が最も高い応募者から第1位契約候補者及び第2位契約候補者を選定する。
- (3) 企画提案書を提出した全ての者に文書で結果を通知する。ただし、評価内容の詳細については、公表しないものとする。

7 申込方法及びスケジュール

項目	日程等
実施要領の公表	令和2年7月2日（木）から ・必要な書類は、町HPからダウンロードすること。
参加表明書等の提出	令和2年7月15日（水）午後5時まで ・東郷町役場2階都市計画課に提出すること。 ・郵送の場合は、当日必着とする。
質問受付	令和2年7月20日（月）午後5時まで ・質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。（参加表明書を受理した者のみ受付）
質問の回答	令和2年7月22日（水）までに町HPで公表
企画提案書等の提出	令和2年7月30日（木）午後5時まで ・東郷町役場2階都市計画課に提出すること。 ・郵送の場合は、当日必着とする。
書類審査及び結果の通知発送	令和2年8月3日（月） ・書類審査は、応募者が5者を超える場合のみ実施 ・選定結果は、各提案者に通知する。
企画提案会（プレゼンテーション）	令和2年8月6日（木）
審査結果の通知	令和2年8月11日（火）
契約締結	令和2年8月中旬

8 提出書類

(1) 参加表明書の提出

参加表明については、参加表明書（様式1）を1部作成し、期限内に東郷町役場2階都市計画課に提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書

以下の丸番号順にバインダーなどで一つに綴じて提出すること。

また、原則下記の項目ごとに片面印刷とし、正1部、副12部を提出すること。

① 表紙（A4版）

「東郷町土地利活用可能性基礎調査業務について」とすること（要押印）。

なお、副12部については、複写を可とし、押印は不要とする。

② 会社概要（A4版）

(ア) 名称

(イ) 所在地

(ウ) 設立年月日

(エ) 代表取締役

(オ) 資本金

(カ) 従業員数、技術者数

(キ) 事務内容

③ 提案内容（A4版）

記載内容は、エのとおりとし、エ(ア)から(キ)までそれぞれに1枚（計7枚以内）とすること。

イ 見積書（様式任意）

正1部を提出すること（要押印。規格：A4版）。

※ 見積書については、概算根拠、内訳が分かるように記載すること。

なお、契約候補者に選定された場合であっても、当該見積額が契約額を確約するものではない。

ウ 提出期限等について

(ア) 提出期限 令和2年7月30日（木）午後5時まで

(イ) 提出場所 東郷町役場都市建設部都市計画課

(ウ) 提出部数 企画提案書は正1部、副12部、見積書は正1部

(エ) 提出方法 持参又は郵送（電子データによるものは不可）

注1）提出時に提案内容の説明は、受けないこととする。

2）郵送による場合は、(ア)の期限必着とすること。

エ 企画提案書記載内容

(ア) 業務習熟度と実施体制

(イ) 事業実績

(ウ) スケジュール

(エ) 現況把握

- (イ) 土地利用ニーズ調査の手法
- (カ) 土地利活用検討方法
- (キ) 事業化に向けた提案方法

注) 提案の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

オ 見積書の記載内容

本業務の一切の費用を見積書に記載すること（令和2年8月末日まで有効なもの）。

9 提案会の実施について

次のとおり、本業務について担当者による提案会（プレゼンテーション）を実施する。

- (1) 提案者による説明時間は、20分以内とする。
- (2) 提案者は、1者当たり3人までの参加とすること。
- (3) 提案者の説明後、本町から提案内容について質疑を行うので対応すること。
- (4) 会場については本町が準備する。
- (5) 8(2)ア企画提案書において、提出した書類に沿って説明を行うこととし、スクリーン及びプロジェクター等は使用しないこととする。
- (6) 実施日時は、令和2年8月6日（木）とし、時間、場所等の詳細については、書類審査を実施する場合はその結果通知の際に、実施しない場合は結果通知の予定日に通知する予定。

10 審査に関する事項

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び優先候補者の選定は、東郷町土地利用可能性基礎調査業務業者選定委員会において行うものとする。

(1) 審査項目

NO.	評価項目	審査事項	配点
1	業務習熟度と実施体制	業務に対する理解度は十分で、事業実施に十分で効率的な体制であるか。	15点
2	事業実績	類似業務実績や企業誘致関連の受託実績	20点
3	スケジュール	業務が適切な時期に実施できる見通しとなっているか。	5点
4	現況把握	本町の現状を認識しており、的確な資料の取りまとめ、比較方法は的確であるか。	10点
5	土地利用ニーズ調査の手法	民間及び主な地権者等の意見を効果的に集約する手法があり、ニーズ調査数は	15点

		妥当であるか。	
6	土地利活用検討方法	土地利用パターン及び土地利用方針の提案は適切な手法であるか。	15点
7	事業化の実現に向けた提案方法	事業化の実現に向けた提案方法は適切であるか。業務の実現可能性についても踏まえているか。	10点
8	全体内容	全体として分かりやすい内容か。	5点
9	見積金額	価格の妥当性。	5点
合計			100点

11 個人情報等の保護について

委託業務の実施における個人情報の取扱いについては、本町の指示に従うこと。

また、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 見積書の金額が上限額を超える場合。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期限等についてこの実施要領を守らなかった場合。
- (3) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない場合又は記載上の注意事項を守らなかった場合。
- (4) 虚偽の内容を記載した場合。
- (5) 本提案依頼に対して公正な競争を妨げる行為をした場合。
- (6) その他失格が妥当であると判断される事項があった場合。

13 費用負担

本提案依頼に関する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

14 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、複製を行い会議等の資料とすることがあるが、提出者に無断で本提案依頼以外の目的に使用しない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本町は、必要に応じて提出書類を追加し、又は変更し、提出を求めることがある。
- (4) 提出された実績の内容は、選定後の契約締結において拘束力を持つものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり、疑義等が生じた場合は、速やかに本町と協議の上、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。

15 事務局（問い合わせ先）

東郷町都市建設部都市計画課（担当：近藤、野々山、小野）

所在地 〒470-0162 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電 話 0561-38-3111（内線2232） F A X 0561-38-0066

メール tgo-tokei@town.aichi-togo.lg.jp